

平成24年12月5日 決定  
平成27年10月6日 改定  
令和元年10月1日 改定  
令和4年1月12日 改定  
令和4年11月2日 改定

## 文教大学における科学研究費（競争的資金）の不正防止計画

最高管理責任者（学長）

### （方針）

「文教大学の研究活動における不正行為防止に関する規程」に基づき、科学研究費（競争的資金）の不正使用を防止するため、不正使用防止計画を策定し、同計画を効果的及び計画的に実施することにより、適正な管理・運営を行うものとする。

### （実施内容）

#### 1. 文教大学の科学研究費（競争的資金）管理体制の公開

①公的研究費の管理体制を学外に周知するため、ホームページを作成し公開する。

#### 2. コンプライアンスの強化

①学内の科研費に関わる教職員およびコンプライアンス推進責任者・副責任者から誓約書の提出を求める。

②コンプライアンス教育を実施し、意識の向上を図る。

#### 3. 使用ルールの周知

①事務処理手続きに関するルールについて科学研究費執行マニュアルを毎年度配布し周知を図る。

②科研費執行のための説明会を開催し、ルールを周知する。

#### 4. 使用ルールの整備

①運用の中で新たに生じた問題については、直ちに関係者、関係機関と協議し、ルール化を図る。また、科学研究費執行マニュアルに掲載する。

#### 5. 発注、検収及び管理

①研究者発注を行う場合には、その権限と責任を明確化し、当該研究者にあらかじめ理解を求める。

②研究者等による現金及びクレジットカードを用いた経費執行については、科学研究費執行マニュアルに利用条件や手続について明記し、適切に実施されるよう、教職員間での理解の共有を図る。

③換金性の高い物品については、物品の所在が分かるよう適切に管理する。

④データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検については、実効性のある納品検査方法を検討する。

## 6. 非常勤雇用者の勤務管理

①非常勤雇用者の勤務管理については、雇用実態の確認を行う。

## 7. 出張の実態把握

①出張については、出張の精算の際の証憑書類による確認を行うほか、出張報告書の記載事項を検討する。

## 8. 研究計画に沿った適切な執行

①予算執行について、当初計画と比較して遅れている場合には、当該研究者と連絡をとり、改善策を講じる。

## 9. 組織風土形成のための啓発活動

不正を起こさせない組織風土を形成するために、本学の構成員全体に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的として、四半期に一度程度の頻度で、啓発活動を実施する。

(見直し)

最高管理責任者(学長)は、不正防止計画の実施状況および内部監査の結果等を通じて把握した、不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容とするため、不正発生要因に応じて随時不正防止計画の見直しを行い、効率化・適正化を図る。

(改廃)

不正防止計画の改廃は、大学審議会での議を経て最高管理責任者(学長)が決定する。